

## 地域包括医療・ケア認定制度のご案内

**「地域包括医療・ケア」実践のスペシャリストとして、ぜひご参画を！**

本認定制度は、公益社団法人全国自治体病院協議会（以下「全自病協」という。）と公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会（以下「国診協」という。）が共同で行っており、地域包括医療・ケアの専門性をもって活動されている「施設」、「医師・歯科医師」、「コ・メディカル」を認定し、医療機関の機能向上、職員の意識高揚と資質の向上を図るものです。

申請にあたっての詳細（申請様式等）は、国診協ホームページに掲載されておりますので、ご確認ください。

国診協ホームページ <http://www.kokushinkyo.or.jp/>

→「地域包括医療・ケア認定制度」

平成19年2月に「地域包括医療・ケア認定制度」創設され、現在（H26.3末）までに、施設認定「90施設」、医師・歯科医師「134名」、専門職（コ・メディカル）「260名」が認定されております。

いずれも、地域包括医療・ケア認定審査委員会の厳正な審査を得て認定され、地域での活躍が認められております。

- 医療機関として、機能・活動の向上を図りたい！
- 職員の資質の向上、意欲の高揚を図りたい！
- 地域の医療機関として「地域包括医療・ケア」の実践施設であることをPRしたい！ 等

**「地域包括医療・ケア」を実践されている皆様の想いをカタチにした認定制度です！**

申請をお待ちしております。

※審査は、年2回（9月頃、2月頃）行われておりますので、審査日1カ月前までに申請頂きますようお願いいたします。